

28. 11. 9

29. 6. 1 改訂

1 対策委員会

第2特別委員会

人口対策としての家族計画 に関する参考資料

財 団 法 人

人 口 問 題 研 究 会

I
II
III
IV
V

画指迷案のアミタ筆が口入
押齋教養も開け

会 宴 館 開 口 入

目 次

I 家族計画の理念	2
II 人口対策としての家族計画の論拠	3
III 家族計画の普及と人口の変化	5
IV 家族計画に対する是非の批判	6
V 受胎調節の具体的諸問題に対する検討	9
1. 厚生省の母体保護政策の批判	9
2. 優生保護法批判	9
3. 受胎調節普及方策の批判	10
4. 家族計画普及に関する具体的障害の検討	11
5. 要 約	12

人口対策としての家族計画に関する参考資料

I 家族計画の理念

近代社会生活をする人間は、何れも家族という血縁的な有機的組織の中で、夫等が営む家庭生活を基盤としてその活動能率を高めている。

一社会、一国家の幸、不幸も、家庭生活の幸福を欣求する人々の意慾によつて左右される拠少しとしない、斯くして一家庭一社会、一国家は常に人間活動を通して関係している。人間生活の福祉を増進せしめんとする意慾は近代文明意識が与えた一つの権利であり、又義務でもなければならない。今日各文明諸国間に家族計画意識が高まつてゐる所以も其拠にある。従つて家族を計画するということは、一社会、一国家の幸福繁栄と矛盾するものではなく、寧ろその増進と密接に結びついたものがその根本的な理念として包蔵されてゐると見なければならぬ、家族計画の理念としては勿論、人口問題を離れてても存立し得る人間本質の志向がもたらす意味を持つてはいるが、その帰趣は現実として又密接に人口問題と相互に關聯していくことも否定出来得ないのである。

斯る見地より見れば、家族計画は、よりよい社会を建設せんとする良識ある社会人によつて営まれるものであり、それは又人間として、よりよい子孫を願望する精神でもある。従つて父性又は母性という本能を、親子の幸福に資するために合理化せんとする良心に依存するものもある。

今日の文化生活は、その水準を發展せしめんとする国民的意慾によつてのみ保証されている。この積極性ある意慾こそが、國際社会における平和と文化貢献するものであり、又國際社会における有力なる一員として、發言し得る資格を与え、それが同時に民族活力の一要素ともなり得るのである。近代科学文明を人間生活の安寧と福祉に活用出来ない主体性なき民族が、

その彈力性を喪失し、調整力を持たない無定見な一面性のために、衰亡して行くことは人類史の教える処であろう。環境に即応して環境を開拓せんとする精神は同時に酷しくも、劇しい自己反省によつて、その内容が最も充実したものに磨かれ、そのような潜在力こそ、家族計画の理念を最も強固な、健全なものにする所以なのである。

即ち個人の持つ主体性ある判断を、強力に推進せしめつゝ、個人の社会的責任の自覚と健全なる家族意識の培養こそ我々が期待する家族計画理念の一つなのである。

従つて、家族の人口に対する調整意慾と、一社会、一国家の利害得失とを常に表裏一体化せしめるため又それが同時に世界人類の福利増進の寄与となるよう強力にそれを具現化せんとする処に家族計画の理念があると云い得るのである。

II 人口対策としての家族計画の論拠

日本における今日の人口圧力は一般国民の家族生活に様々な影響を及ぼしているが、人口の過剩意識は、期せずして出生抑制として表面化されるに到つた。各方面の実態調査報告によれば、終戦以来、次第に産児調節実行者は増加し、昭和二七年度は全国平均凡そ 28% と想定されている。その普及は大都市に高く、文化圈距離に応じて周囲に波及し、地方の農山漁村に最も低く、又教育程度の高い人々に多く実行され、職業別にも俸給生活者に高く農漁業者に低い実状である。

即ち経済生活の圧迫に即応して、生活水準の低下を防止せんとする適応調整が、先づ家族の大いさを自主的に統制せんとする意志によつて始められている。過剰人口の定義如何は暫らくおき、斯る現実は今日我が国の経済力が人口を十分に扶養し得るだけ發展していないことを物語るものであらう。人口増加速度と経済力増加速度との不均衡が、相互の跛行性を益々高めて悪循環することは、過剰人口が産業合理化を阻止し、資本蓄積

の障害の有力なる一要因となり得ることにより明白であろう。従つて必然的に生活水準の低下を余儀なくさせられると同時に栄養問題、体力問題と関聯して、生活必需物資獲得のための再生産能率も低下せざるを得ない危険性をはらんでゐると言えよう。斯る生活不安は社会不安を誘発し、家族生活は重大な脅威にさらされる憂なしとしないのである。従つて家族計画の必要性は、人間精神の復興を近代合理主義の下に復活させると共に、盲目的多産多死現象がもたらす家族の負担を軽減し、更に現在の経済的進歩を促進せしめ、一段とその発展を可能ならしめるために、人口増加速度の調整を行うという意義が含まれている。此処に過剰人口の緩和、健康の保持向上、特に婦人の進歩向上、更には、家庭生活の改善に対する意慾として、それが国民経済の破綻を防止する多くの根拠を見出すことが出来るであろう。換言すれば健康、個人の幸福、国民経済という見地に要約されるが、これを個人の責任にのみ依存することは許されない。即ち斯る家族計画は各人の自由な判断によつて行われる以上、その総合的結果が果して、社会の要求と一致するか否かについては問題が残されるからである。

此処に、個人が責任を遂行し得るためにには社会も之に責任を持たねばならないし、社会が責任を果し得るためには個人も社会的責任を持たねばならないという結論が生ずるのである。斯る両者同一歩調の調整は、国家が強力なる指導方策を行うことによつてのみ可能であり、人口対策として家族計画政策えの正當なる発言も斯る見地にあると云えよう。

年々激増する生産年令人口も、生活実態としては、先づ家族における人口として、その家庭経済の負担を増大せしめる時に適切な家族計画が実施され得ないとすれば、更に問題を深刻に倍加して将来に残すことになろう。

今日、只今、普遍的な原則として、人口と経済の不均衡を国力の充実と発展の方向に再調整し、個人の責任分担としての自

主的家族計画を促進すると共に、社会的の均衡調和を計るため人口政策として国家が、その責任性を明確化することは、8800万人口の将来にとつて絶対不可欠の要請であろう。

Ⅲ 家族計画の普及と人口構造の変化

家族計画の普及と共に人口構造が変貌することは、終戦以来の出生、死亡の変動を見ても肯づけるものがある。例えば昭和22年の出生率34.3から年々減少して昭和27年は23.3となり、昭和28年は21.5となり、又死亡率も昭和22年14.6より次第に減少して昭和27年には8.9となり昭和28年は8.8となつてゐる。斯る実状は前述したように、人口の適応努力が反映した結果であるが、前者は受胎調節、人工流産、及び結婚の延期等による。専ら個人の責任と犠牲の上になされた出生の抑制であるに反し、後者は新薬の出現と共に公衆衛生活動の国家の政策による死亡の抑制である。

従つて以上の総合効果は寿命の延長となつて示され昭和10年—11年の47.7才に対し昭和26年—27年では63.0才と大巾な改善を遂げてゐるのである。

又人口の純再生率の変化を見ると昭和25年度は1.5で昭和22年度の1.71より減少し、略々昭和12年当時の割合と一致している。若し人口が一世代を過ぎても、人口総数に増減のない所謂、静止人口を目標として家族計画が行われるすれば、昭和25年度においては平均2.4人の子供数に止めねばならないであろう。更に斯る変化は人口の年令構成にも影響を与えることが予想されるのであるが、可能推計値としての将来人口を展望すれば、14才以下の若年人口の減少と逆に60才以上の老人人口の増大が示され得るのである。即ち昭和70年を境として老若の年令構成係数が逆転し始めるということであるが、15才—59才の生産年令人口の割合は昭和50年までは寧ろ増加し、その後緩慢なる減少に止つてゐる。昭和27年度にお

ある出産力調査による実状を見ると、一夫婦当たりの出生児数は、俸給生活者や労働者に低く、農林漁業者に高く。平均して3.3人である。更に妻の年令45才以上の夫婦について見れば平均4.5人となり、教育程度の低いものに多く高いものに少く、生活程度の低いものに多く、高いものに少く。又結婚年令別に見ると20才未満の夫婦は4.5人で最も高く25才-29才においても2.3人を持つてゐるのである。45才以上の妻については更にこれ等の数は上廻つてゐる。昭和25年の国勢調査による有配偶女子人口は総数1572万7千であるが、未だ妊娠力を持つと想定される妻の年令44才までの人口を見ても、なお1090万1千を数え無子夫婦に終ると見られる14.1%を差引いても、936万4千の夫婦は家族計画の対象となり得るであろう。特に五子以上を持つであろうと思われる39.4%、即ち429万5千の夫婦にとつては切実なものがあると思われる。斯る人口構造の展望により、家族計画が善意なる母性意識水準において行われる限り如何に普及しようとも、生産年令人口には影響なく、家族の負担となる15才以下の人口圧力は相対的に軽減され、次世代の人口資質の向上を策し得よう。斯る国民的努力を効果あらしめるために、消費生活の合理化を計ると共に、生産年令人口の産業部門別の適正なる配分を行い、生産能率を高度化して、実質国民所得の向上を策しなければならない。

即ち家族計画による生活余力を資本蓄積と産業合理化の一助として活用し、老人人口の増加に即応した知的職業部門の整備を行い、適切に人口の生産能力を配置せしめることが近き将来における人口構造上、寧ろ望ましいものがあると思われる。

IV 家族計画に対する是非の検討

家族計画は原則として、受胎調節による事前予防法を以て実現されることが望ましいが、現実の家庭経済生活には深刻なものがあり、又複雑な家族生活の実相により、受胎調節を効果あ

らしめるに諸多の困難が伏在している。斯る実状は住宅問題と関聯し、事後処置としての人工流産によつて補償されている場合が少くないものである。人工流産は速に受胎調節えと切換える可く、指導政策を講じなければならないが、現実には止むを得ないものがある。従つて指導により、その相対的減少を期待すると共に、その反省を前提として、望ましからざる暫定的な家族計画と言わねばならないであろう。

斯る家族計画が現下の人口問題を即効的に解決し得るとは断定出来ないが之が適実なる実施は、それが行れなかつた場合に比較すれば格段の有利性があることも確実である。又人的資源論や民族滅亡論及び宗教道德論の立場からその消極性、不自然性の故に異論もあるが、寧ろ問題は利那主義えの警告であり、冷静に家族計画の直體に徹すれば、寧ろ斯る良識ある理念にこそ、前所論の根拠をさえ求め得られるのである。従つて科学的良心に基づく見通しと、時宜に適した指導政策の具体化によつて解消せしめられるものであり、斯る理念の充実と、着実なる実現こそ一つの民族実力を示すものである。従つて賛否両論その思を、民族の福祉とその發展に集約すれば、自ら家族計画対策の重要性とその意義の実力性を認識し得るであろう。人口資質の向上なくして、人口数量の価値はなく、人口数量の健全なる調和的展開なくして、又国力の發展向上も望み得ないのである。家族計画は人口の生活単位の基盤集團として最も現実性を持ち、又最も根元的である。従つて社会道德、特に性道德も寧ろ斯る家族性より批判さる可きであり、又家族生活の文化的、経済的の興廢によつて左右されるものは少くない。更に受胎調節の最も具体面たる性生活においても、その努力と人間性の調和により、寧ろ好ましきものさえ實現し得るのである。現在の日本において、家族計画が個人の幸福と社会の福祉とに共通した多くの要素を含み得ることは、個人と社会とが矛盾なく一つの政策に協力し得る立場にあると云えよう。斯る見地より見れ

ば、政府がよりよき指導政策を行うことは將に、人道的であり、又それが偉大なる人口政策にもなるのである。然し一般に逆淘汰論の立場から多くの危惧の念が抱かれているが勿論精神病質、精神薄弱、悪質遺伝病等については十分に考慮される必要がある。然し現今の産児調節普及の現状より見てその問題の焦点は教育程度別の差別実行率にあるようである。斯る課題は生物学的な素質といふものと、経済力に依存した教育環境による素質培養とを區別しなければならない。

従つて現在の社会生活において生活程度の高いものや又教育程度の高いものが必ずしも生物学的素質において他に比して優秀階層人であるとは即断出来ない寧ろ教育され得るような環境に恵まれたという要因の方が強いであろう。然し高い教育を受けることによつて良識ある社会人になり得るとすれば、夫等の子弟は理解ある環境に育ち、将来優秀なる知性を身につけ得る機会に恵まれているといふことも否定出来ない。之に反して教育程度の低い人々には斯る機会が家庭的にも社会的にも少いということは考えられる処であり、斯る相対数の不均衡といふ点では十分に考え得られるものがある。然し現在は自然放任の受胎調節普及の結果が示した現状であり、これが適切なる指導方策に切り換えられるとすれば、問題は解消せしめ得られる。之と平行して家族計画の担当者に対し、家族に対する責任性の樹立が要請されねばならないと同時に、国家も教育の機会均等方策を織り込まねばならないであろう。

次には地域による伝統風習の差、及び職業による生活感覚の問題、特に農業者の場合等、單なる一律主義では色々の障害に衝突する可能性があるが、その故にこそ、家族計画に対する指導方策が要請されるのである。換言すれば既に現実の家族計画理念のない事態こそ、我々が今まで論じた如き、多くの矛盾と異論の温床となつてゐるのであり、斯る不安と疑惑と混乱を一掃し、一般の誤解を是正しより深い認識を与えるために、一刻

も遠やかに国際的家族計画の理念を日本において確立し、総合的人口政策を樹立しなければならない秋と考えるものである。

V 受胎調節の具体的諸問題に対する検討

1. 厚生省の母体保護政策の検討

現在厚生行政上の対策としては優生保護法に則り、全国保健所の優生保護相談所を中心として、受胎調節実行の指導のため、助産婦、保健婦等の指導員の養成を行い、之が健全普及に努めているが、その指導理念は昭和26年の閣議了解事項の母体保護の枠内に止つてゐる。従つて論理的には、病人及び多産によつて母体が損耗されると推定せられ得る人々に限定せられざるを得ない立場である。母体保護を理由とするものは毎年の実態調査の結果を見ても、実行者の20%内外に止つております、残りの人々は凡て経済的理由によつてゐる。斯る実状から指導理念の背景に限定せられたものをもつて、一般大衆を啓蒙することは既に巾が狭いと字わねばならないであらう。大きな妥当的論拠を、その説得力の背景に持たざる限り、それは単なる技術体系の導入に終り、個人の積極的意慾も、その困難なる専門的技術知識のためにためらわざるを得ない。

家族計画が、その主体性ある良識に訴えんとする以上、斯る技術論のみしか指導出来得ないような現状では、其処に確固たる信念と情熱を指導員に与えることは出来ないであらう。健康なるが故に産み、貧困なるが故に悩む現実の生活にもつと積極性と希望を与えつゝ、家族調整を行わしめるためには、現在の指導理念を改善し、もつと適実なる社会理念と、人口理念を強力に与え得るような対策の樹立が必要である。

2. 優生保護法の批判

昭和23年以来、数次に亘る改正は、現実に即応したものとしては進歩的ではあるが、本法に内在した根本的な矛盾は益々一般大衆に誤つた観念を通念化してしまつた。優生といふ一大

目標の下に優生手術、人工流産、受胎調節といつたものが入り、しかもそれが単なる手続き上の簡素化と若干の受胎調節普及に対する指導養成という些末な修正に止り、これ等三者間の関係、その本質、それ等の秩序体系というものは極めて漠然としている。従つて本法を墮胎法を見る人もあり、受胎調節法を見る人もあり、本質的に相容れないものを同時に其処に認めたことは各種の混乱を誘発している実状である。

斯る現実は期せずして受胎調節よりも、墮胎の早期化を招來し厚生省が墮胎を受胎調節に改善せんと努力しても、実質的に法律によつて認められている以上、常に不徹底な齟齬的二面性に指導員は悩まざるを得ないのである。優生保護法は飽くまで、その本来の使命のために純粹に、優生のためにのみある可きよう改正される必要がある。

3. 受胎調節普及方策の批判

政府のこれ等に対する態度は既に述べた通りであるが、現在受胎調節を標榜する各種民間団体は極めて、いかがわしい個人經營より大は法人として組織を持つものに到るまで夥しい数に上るものと推定される。しかも斯る民間団体は、その指導方策に一貫性なく利害打算によつて運動するもの跡を絶たず従つて消滅常ない実状である。斯る処に一般人が翻弄せられ、その弊害は新興宗教と軌を一にするものがあろう。受胎調節が健全なる発展を遂げ得なかつた理由の一つも、無定見な営利主義的なこの種の運動に依存した無放任性にあると云つても過言でない。

速に基本理念を統一し、矛盾せざる方策を各種民間団体に与えそれを統制することは指導方策として緊急の問題である。

従つて此処に新しく家族計画法を立法化し更に法律的根拠を持つことが必要である。更に具体的方策としては、地域別対策及び職業別対策を樹立すると同時に、指導方策として、その心理的の発展段階に応じた普及態度も忘れてはならない。特に人口政策上要請されるものは、年令別普及方策と結婚対策でなけ

ればならないであろう。

即ち今日の実状は、その希望子供数に達し既に受胎調節より進んで人工流産を必至ならしめるような夫婦数の増加は無視し難いものがあり更には優生手術に赴く傾向も否定出来得ないものがある。結婚年令の問題と共に、結婚対策の一環として、家族計画の確固たる理念と、その徹底の指導に欠ける処があれば常に時期的に失敗することは十分考慮される可きである。

4. 家族計画普及に関する具体的障害の検討

受胎調節に関する指導理念、及び優生保護法の諸欠陥と相俟つて、現在までの具体的障害の実状より見ると、先づ夫婦の心理的障害と経済的障害に大別される、前者は知識の不足と共に、性格やバーソナリティの問題と結びついたものがあり、主観的因素の入った障害が多く、従つて指導員の家族計画に対する認識不足や指導理念の確立されない時には却つて精神的擾乱をさえ招来する。特に性生活の内面に不用意に入ることや、又それに入り得ない指導力の脆弱性は寧ろ心理的嫌悪感に陥らしめる危険性をはらんでいるとさえ云つてよい。従つて単なる衛生知識の技術教育のみで指導者を養成することも一考を要するものがあり更に未婚者の指導員には十分な人間練成を必要とするものがあろう。斯る要因について、その心理的段階秩序を無視する時は、矛盾した概念を与え終に主体性ある家族計画の理念が渗透し得ない憾みがある。

次の経済的障害は貧困なるが故に必要なる手段を講ずることが出来ない実状であり、客観的要因によるものが多い。国家がこれ等の人々について若干の保証を与えて、その指導力を強化すると共に貧困者に対する予算措置も考慮さる可きである、即ち現在の助産婦にしても薬事法により避妊薬は売れず又薬剤師の指導教育もなされていない。斯る諸多の障害は多くの法律技術の問題とも関連しているが、現実の受胎調節の普及にとつて障害となつてゐる。

5. 要 約

以上の諸点より家族計画の具体的方策に関する諸問題は、家族計画の理念を通して、各一般人に自主性を持たせ更には積極的な建設意慾を培養し、家族生活の改善を通して社会の合理的発展を策し、人口問題の生活意義を悟らしめなければならぬであろう。

従つて指導教育の内容を拡充強化し大巾なる指導養成対象の拡大と共に家族計画運動を合法化する立法えの前進が必要である。

昭29.7.5.印刷
K.K.華鉄商会
電(23) 1659
(20) 2954

